

入院費用給付金

(疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約付医療保険【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

入院費用給付金は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保障の内容・特長

- **疾病や傷害の治療を目的として入院した場合、1月^{つき}(注)につき、2.5万円**が支払われます。
- **疾病や傷害の治療を目的として入院した場合、1回の入院につき、3万円**が支払われます。
- **更新日時点の保険年齢が75歳まで継続できます。**

疾病や傷害の治療を目的として入院したとき

入院費用給付金(疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金)

1月^{つき}(注)につき、**25,000円**

疾病や傷害の治療を目的として入院したとき

入院費用給付金(疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金)

1回の入院につき、**30,000円**

(注)入院日数30日ごとに1月^{つき}として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。公的給付・付加給付とは連動しません。

※疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通算して34月を限度とします。公立学校共済組合「福祉保険制度」の入院費用給付金からの支払月数とも通算します。

※疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めません。

※疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通算して15回を限度とします。公立学校共済組合「福祉保険制度」の入院費用給付金からの支払回数とも通算します。

※通算限度に到達した部分がある場合は、補償内容・保険料が異なります。

※傷害入院初期費用保険金支払われる入院を開始したときまたは入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険金は支払いません。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】 ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

加入資格

本人

2025年11月1日現在、満60歳を超え、満75歳6カ月未満の一般財団法人 公立学校共済組合友の会会員の方。

新規の加入はできません。

配偶者

2025年11月1日現在、満75歳6カ月未満の方。

なお、配偶者のみでのご加入はできません。本人と一緒にご加入ください。

新規の加入はできません。

・現職中に入院費用給付金にご加入された際に告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

保険料

<Bコース>

月額保険料(概算)

加入区分
【本人・配偶者】

保険年齢	男・女共通
51～55歳	月額 960 円
56～60歳	1,220
61～65歳	1,620
66～70歳	2,320
71～75歳	3,150

- ・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢61歳＝2025年11月1日現在満60歳6ヵ月を超え満61歳6ヵ月まで
- ・上記年齢以外の方は、表紙の【制度に関するお問い合わせ先】までお問い合わせください。
- ・退職共済年金または老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含みます。）から、2ヵ月分の保険料を差し引きます。（上記は1ヵ月分の保険料です。）
ただし、年金が支給される年度までは、「移行（加入）手続書」の提出時に指定された登録口座から、年に1回（10月22日＜金融機関休業日の場合は翌営業日になります＞）保険料振替を行います。年金の支給が開始された年度の翌年度からは、基本的に老齢厚生年金からの差し引きになります。
- ・記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
- ・入院費用給付金の保険料は、毎年11月1日現在の年齢や加入者数およびお支払実績等に応じ変更（割増・割引）となりますのでご注意ください。次年度以降の適用保険料は、毎年10月にご案内させていただきます。

MYG-A-25-医-496

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P12～15